

平成23年3月30日

(要望先：国県等16団体) 殿

福島県商工会連合会  
会長 田子 正太郎

### 東北地方太平洋沖地震に係る要望書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震においては、マグニチュード9.0というかつてない大きさの地震にみまわれ、加えて津波による甚大な被害を受けました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉事故により、未曾有の大災害となりその被害状況は計り知れないものがございます。

復興にはかなり時間と膨大な費用が必要と考えられますが、これらの復興に係る費用とともに原発事故による放射能被害等の影響により福島県全体の産業の長期に及ぶ停滞が懸念されます。

つきましては、下記事項について要望いたしますので、県内中小企業の復興に向けた迅速な対応と地域再生に向けた支援・援助策等について十分な措置を講じられるよう強く要望いたします。

なお、これら施策の実施に当っては、政府としての総合的、横断的な施策展開が必要不可欠であることから、早急に特別立法を制定し、迅速な対応をお願い致します。

- (1) 原発事故の早期の終息を強く望む。
- (2) 原発事故に伴う農林水産、商工業をはじめ地域産業の損害について、風評被害も含め、生活再建とこれらの産業再生に向けた十分な補償を行うこと。さらに、放射能被害により「福島県」の環境改善が長期間を要することが予想されるため、福島県経済の復興に向け、地場産業や観光産業に対する手厚い支援策や「福島県」の回復のための施策を強く望む。
- (3) 厳しい経済環境の中ぎりぎりの線で生き残ってきた地域小規模企業が、間接被害の拡大等により存続の危機にある。原発事故に伴う風評被害を招かないような正確な情報提供と開示を強く望む。
- (4) 「福島県」で製造され既に納品された商品を製造元に返品する動きが、一部観光施設やスーパー、小売店などで始まっており、中にはいきなり取引解除を通告してくる販売店もある。震災以前に製造された安全なものや、震災以後であっても安全が確認されたものについては、福島県での製造であるということだけでむやみに返品することのないよう、便乗値上げや不当取引要求等への監視体制の強化を望む。
- (5) 原発周辺の企業では、原発の影響がない地域に移転しようとする動きが出ていることから、企業の県外等への移転に伴い雇用環境の悪化も含め大きな影響が出てくることが予想される。これらに対する国・県の強力な支援策を望む。
- (6) 復興に伴う各種公共工事等については、地元企業の利用を最優先させるよう強く望む。
- (7) 金融・税務等の支援について
  - ① 国・県における既存融資制度と別枠で緊急復興支援制度資金等の創設と融資条件の大幅な軽減措置を望む。
  - ② 一般金融機関に対し融資条件（別枠新規貸付、貸付期間・金利引き下げ等）の緩和や手形・小切手等金融関連取引への猶予措置等の行政指導を望む。
  - ③ 被災した商工業者の県民税や所得税・法人税等の特別軽減・免除等の措置を望む。
  - ④ 津波等で大きな被害を受けた地域商工業者の事業再開に向けた直接的な助成制度を望む。